

諮詢庁：文化庁長官

諮詢日：平成28年8月10日（平成28年（行情）諮詢第491号ないし同第496号）

答申日：平成28年12月7日（平成28年度（行情）答申第566号ないし同第571号）

事件名：特定職員が文部科学省大臣官房総務課文書情報管理室にした苦情の内容が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

特定職員が主張する「職員の幸福追求権」に係る裁判の内容が記載されている文書の不開示決定（不存在）に関する件

「職員の幸福追求権」の存在について発言した特定職員に事情聴取した記録の不開示決定（不存在）に関する件

特定個人が文化庁職員として発言したことが記載されている文書（特定課で管理しているもの）の不開示決定（不存在）に関する件

特定職員が作成した開示請求者との面談記録の不開示決定（不存在）に関する件

開示請求者との面談記録（特定日分）の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表の1欄に掲げる文書1ないし文書6（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、文化庁長官（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が、別表の2欄に掲げる日付及び文書番号により行った各不開示決定（以下、順に「処分1」ないし「処分6」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、以下のとおりである。

行政文書不開示決定処分の取消しを求める。

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

第3 質問庁の説明の要旨

1 文書1（質問第491号）について

（1）請求に至る経緯について

審査請求人が情報公開請求の相談窓口に来庁した際、著作権法42条の2（行政機関の保有する情報の公開に関する法律等による開示のための利用）について説明を求めたため、情報公開請求の担当である文部科学省大臣官房総務課（以下「総務課」という。）は、文化庁の特定課に対し対応の補助を依頼した。当該依頼に対し、特定課は係員として勤務している特定職員を対応の補助として同席させ、特定職員は審査請求人に対し同条の説明を行った。

後日、審査請求人が情報公開請求の相談窓口に来庁した際、審査請求人は総務課に再度特定職員の同席を求めたが、特定職員は業務多忙により同席がかなわなかつたところ、審査請求人が文書1の開示請求を行つたものである。

（2）文書1の特定について

文書1が何であるかは必ずしも明らかではないが、上記の経緯に照らせば、文書1は、審査請求人が行った情報公開請求に係るものであると考えられる。この点、本件に関し、特定職員が総務課に対して苦情を言ったという事実はなく、そのため文書1は存在しない。

なお、今回審査請求を受け、改めて今回開示請求のあった内容について倉庫等で対象となる文書を探したが該当する文書は見当たらなかつた。

（3）審査請求人の主張について

審査請求人は、「開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。」と主張しているが、以上で述べたとおり、文書1に合致する文書は存在せず、不開示決定としたことは妥当であるものと考える。

2 文書2ないし文書5（質問第492号ないし同第495号）について

（1）請求に至る経緯について

審査請求人が情報公開請求の相談窓口に来庁した際、著作権法42条の2について説明を求めたため、情報公開請求の担当である総務課は、文化庁の特定課に対し対応の補助を依頼した。当該依頼に対し、特定課は係員として勤務している特定職員を対応の補助として同席させ、特定職員は審査請求人に対し同条の説明を行つた。説明終了後、審査請求人は特定職員を無断で写真撮影するとともに、省庁職員を無断で写真撮影してはいけない法的根拠等はあるかと尋ねたため、特定職員から、判例においては、憲法13条の幸福追求権に基づいて、いわゆる「肖像権」について認めた事例があると説明した。

（2）文書2ないし文書5の特定について

ア 文書2について

上記請求に至る経緯から、審査請求人の開示請求対象文書は、特定職員から説明のあった「肖像権」に係る裁判の内容が記載されている文書であると考えられるが、当該説明は、一般論として説明したものであって、文書2の存在を根拠に伝えたものではない。

なお、今回審査請求を受け、改めて今回開示請求のあった内容について倉庫等で対象となる文書を探したが該当する文書は見当たらなかった。

イ 文書3について

上記請求に至る経緯から、審査請求人の開示請求対象文書は、特定職員の説明に関する文書であると考えられるが、総務課及び特定課は本件に関し、特定職員に事情聴取したという事実はなく、そのため文書3は存在しない。また、特定職員の説明を含む面談記録についても、総務課においては、開示請求人とどのようなやり取りを行ったかを示す面談記録は作成しておらず、そのため特定課においてもそのような記録は取得していない。

なお、今回審査請求を受け、改めて今回開示請求のあった内容について倉庫等で対象となる文書を探したが該当する文書は見当たらなかった。

ウ 文書4について

上記請求に至る経緯から、審査請求人の開示請求対象文書は、特定職員の説明を含む面談記録であると考えられるが、通常、総務課においては、開示請求人とどのようなやり取りを行ったかを示す面談記録は作成しておらず、そのため特定課においてもそのような記録は取得していない。また、今回面談に限らず会議等において特定職員が発言したことが記載されている文書は、議事録等も含めて存在しない。

なお、今回審査請求を受け、改めて今回開示請求のあった内容について倉庫等で対象となる文書を探したが該当する文書は見当たらなかった。

エ 文書5について

上記請求に至る経緯から、審査請求人の開示請求対象文書は、特定職員の説明を含む面談記録であると考えられるが、特定職員はそのような記録は作成していない。

なお、今回審査請求を受け、改めて今回開示請求のあった内容について倉庫等で対象となる文書を探したが該当する文書は見当たらなかった。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。」

と主張しているが、以上で述べたとおり、文書2ないし文書5に合致する文書は存在せず、不開示決定としたことは妥当であるものと考える。

3 文書6（諮問第496号）について

（1）請求に至る経緯について

審査請求人が情報公開請求の相談窓口に来庁した際、著作権法42条の2について説明を求めたため、情報公開請求の担当である総務課は、文化庁の特定課に対し対応の補助を依頼した。当該依頼に対し、特定課は係員として勤務している特定職員を対応の補助として同席させ、特定職員は審査請求人に対し同条の説明を行った。

（2）文書6の特定について

上記請求に至る経緯から、審査請求人の開示請求対象文書は、特定職員の説明を含む面談記録であると考えられるが、通常、総務課においては、開示請求人とどのようなやり取りを行ったかを示す面談記録は作成しておらず、そのため特定課においてもそのような記録は取得していない。

なお、今回審査請求を受け、改めて今回開示請求のあった内容について倉庫等で対象となる文書を探したが該当する文書は見当たらなかった。

（3）審査請求人の主張について

審査請求人は、「開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。」と主張しているが、以上で述べたとおり、文書6に合致する文書は存在せず、不開示決定としたことは妥当であるものと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、平成28年（行情）諮問第491号ないし同第496号を併合し、調査審議を行った。

- ① 平成28年8月10日 諒問の受理（諮問第491号ないし同第496号）
- ② 同日 諒問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年11月10日 審議（同上）
- ④ 同年12月5日 諒問第491号ないし同第496号の併合及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件開示請求は、文書1ないし文書6（本件対象文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書は、不存在であるため不開示とする決定（処分1ないし処分6）をそれぞれ行った。

審査請求人は、本件対象文書を作成又は取得しているとして、原処分の取消しを求めているが、諒問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無等について改めて確認させたところ、諮問庁は、別表の3欄に掲げる①ないし⑥のとおりそれぞれ説明する。
- (2) 文書1ないし文書6を保有していないとする別表の3欄に掲げる①ないし⑥の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、文化庁において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、文化庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聰、委員 椿 慎美、委員 山田 洋

別表

1 本件対象文書		2 原処分の日付及び 文書番号		3 諮問庁の説明
番号	名称	番号	日付及び 文書番号	
文書1 (詮問 第49 1号)	文化庁職員 として特定 職員が文部 科学省大臣 官房総務課 文書情報管 理室になし た苦情の内 容が分かる 文書	処分1	平成28 年7月1 日付け2 8受庁房 第445 号	① 理由説明書（第3の1）に おいて説明したとおり、特定 職員が文部科学省大臣官房総 務課文書情報管理室に苦情を 申し出たという事実はなく、 文書1は作成していない。 したがって、文化庁におい て文書1を保有していない。
文書2 (詮問 第49 2号)	文化庁職員 として特定 職員が存在 すると主張 される職員 の幸福追求 権に係る裁 判の内容が 記載されて いる文書	処分2	平成28 年7月1 日付け2 8受庁房 第446 号	② 理由説明書（第3の2）に おいて説明したとおり、審査 請求人が特定職員を無断で写 真撮影したため「判例におい ては、憲法13条の幸福追求 権に基づいて、いわゆる肖像 権について認めた事例があ る」旨を特定職員が説明した 後、審査請求人が本件開示請 求を行ったことから文書2は、 当該説明に係るものと考 えられる。 上記説明は、第3の2 (2)アにおいて説明したと おり、特定職員が一般論とし て説明したものであって、文 書2に該当する文書を根拠に 伝えたものでない。 したがって、文化庁におい て文書2を保有していない。
文書3	文化庁職員	処分3	平成28	③ 文書3は、上記②の第1段

(詰問 第 4 9 3号)	が主張した 「職員の幸 福追求権」 の存在につ いて発言し た本人に事 情聴取した 文書		年 7 月 1 日 付 け 2 8 受 庁 房 第 4 4 7 号	<p>落の特定職員が審査請求人に 行った肖像権の説明に係る内 容について、総務課又は特定 課が特定職員に聴取した文書 であると思われる。</p> <p>第 3 の 2 (2) イにおいて 説明したとおり、特定職員に 肖像権の説明に係る内容を聴 取したという事実はないた め、文書 3 は作成していな い。</p> <p>したがって、文化庁におい て文書 3 を保有していない。</p>
(詰問 第 4 9 4号)	特定職員の 文化庁職員 として発言 したことが 記載されて いる文書 (特定課で 管理してい るもの)	処分 4	平成 2 8 年 7 月 1 日 付 け 2 8 受 庁 房 第 4 4 8 号	<p>④ 上記②の第 1 段落の特定職 員が審査請求人に行った肖像 権の説明後、審査請求人が本 件開示請求を行ったことから 文書 4 は、当該説明（面談） における特定職員の発言内容 を記載した文書であると思わ れる。</p> <p>特定課では、審査請求人を 含む開示請求人との面談の際 に質問・相談等の内容をその 場でメモし、口頭で回答を行 うことはあっても、対応（回 答）後には当該メモを廃棄し ているため、文書 4 を作成す ることはない。</p> <p>詰問後、念のため文化庁内 の書庫・ロッカー等を再度探 索したが、文書 4 に該当する 文書の存在は確認できなかっ た。</p> <p>したがって、文化庁におい て文書 4 を保有していない。</p>
(詰問 文書 5 (詰問	特定職員が 作成した開	処分 5	平成 2 8 年 7 月 1	⑤ 文書 5 は、上記④において 説明した文書 4 と同じ文書で

第 4 9 5 号)	示請求人と の面談記録		日 付 け 2 8 受 庁 房 第 4 4 9 号	あると考えられる。 したがって、文化庁におい て文書 5 を保有していない。
文書 6 (諮 問 第 4 9 6 号)	開示請求人 との面談記 録 (特定日 分)	処分 6	平 成 2 8 年 7 月 1 日 付 け 2 7 受 庁 房 第 1 8 2 0 号	⑥ 文書 6 は、面談を行った日 付が限定されているものの、 上記④において説明した文書 4 と同じ文書であると考えら れる。 したがって、文化庁におい て文書 6 を保有していない。